

臨時休業が延長されている小学校等が全国的に相当数生じていることを踏まえ、教育実習の期間の弾力化（例えば小学校においては2週間とできること等）の考え方をお知らせする通知です。

2 教教人第 5 号

令和 2 年 5 月 1 日

教職課程を置く各国公私立大学長
教職課程を置く各指定教員養成機関の長
各都道府県・指定都市教育委員会教育長
各 都 道 府 県 知 事 殿
附属学校を置く各国公立大学法人の長
構造改革特別区域法第 1 2 条第 1 項の認定を
受けた各地方公共団体の長

文部科学省総合教育政策局教育人材政策課長

柳 澤 好 治

(公印省略)

令和 2 年度における教育実習の実施期間の弾力化について（通知）

教職課程を置く各国公私立大学、各指定教員養成機関（以下「大学・専門学校等」という。）におかれては、新型コロナウイルス感染症対策について、「令和 2 年度における教育実習の実施に当たっての留意事項について」（令和 2 年 4 月 3 日付け 2 教教人第 1 号教育人材政策課長通知）（以下「前回通知」という。）等を踏まえ、令和 2 年度における教育実習の実施に向けた準備を進めていただいていることと存じます。

また、各学校の設置者におかれては、「令和 2 年度における教育実習の実施に当たっての留意事項」の送付について」（令和 2 年 4 月 3 日付け事務連絡）等を踏まえ、大学・専門学校等と調整いただき、教育実習生の受け入れの御準備を進めていただいておりますことに感謝申し上げます。

4 月 16 日に新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）に基づく「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の改定が行われ、全都道府県が緊急事態措置の対象とされたことにより、新型コロナウイルス感染症対策のための臨時休業が延長されている幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校等（以下「小学校等」という。）が全国的に相当数生じてきていることや、さらなる臨時休業の長期化に伴い、小学校等において秋以降の教育実習生の受け入れも通常の実施期間では困難な状況になりうることも踏まえ、令和 2 年度に行われる教育実習の実施期間の弾力化について、以下のとおり考え方をまとめましたのでお知らせします。

大学・専門学校等におかれては、今回お示しした教育実習の実施期間の弾力化や前回通知に示す留意事項等も踏まえつつ、教育実習生を受け入れる小学校等の状況に応じて必要な見直しや調整を行

い、教育実習の円滑な実施に努めていただきますようお願いいたします。

また、都道府県・指定都市教育委員会におかれては所管の学校（大学及び高等専門学校を除く。以下同じ。）及び域内の市区町村教育委員会に対して、都道府県私立学校主管部課におかれては所轄の学校に対して、国公立大学法人におかれてはその設置する附属学校に対して、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては所轄の学校設置会社及び学校に対して周知するとともに、引き続き教育実習の重要性に鑑み、その実施にご協力いただきますようお願いいたします。

記

1. 本来、教育実習（事前・事後指導を除き、学校体験活動を含む。以下同じ。）はもっぱら小学校等における実習の実施が想定されている科目であるが、令和2年度に限っては、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、教育実習の科目の総授業時間数のうち、3分の1を超えない範囲を大学・専門学校等における授業により行うことは差し支えない。ただし、各大学・専門学校等において、変更前の小学校等における教育実習に相当する教育効果を有することが認められる場合に限る。

その際、教育実習の科目の総授業時間数のうち、3分の1を超えない範囲で行う授業についても、教育実習の趣旨を満たすことができるよう、学校教育の実際を体験的、総合的に理解できるような実習・演習等として実施すること等に努めることが強く期待される。

2. 小学校等における令和2年度の教育課程内での補充のための授業や教育課程に位置付けない補習を支援する等の学習支援等のために配置される人材等としての活動は、各大学・専門学校等の判断により、授業の目的と密接に関わる場合は、

- ・学校体験活動

- ・教育実習の科目の総授業時間数のうち、3分の1を超えない範囲で行う授業として位置付けることが可能である。

3. また、特別支援学校教諭の教職課程における心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育実習（事前・事後指導を除き、学校体験活動を含む。）、養護教諭の教職課程における養護実習（事前・事後指導を除き、学校体験活動を含む。）、栄養教諭の教職課程における栄養教育実習（事前・事後指導を除く。）についても、1及び2について同様の取り扱いとする。

例) 4単位の教育実習について、これまで小学校等での教育実習として4週間で実施していたものが、2週間で実施可能。

○ 1単位当たり30時間で授業時間数を設定する場合

$$4 \text{ 単位} \times 30 \text{ 時間} = 120 \text{ 時間} \Rightarrow \underline{3 \text{ 週間}}$$

$$(120 \text{ 時間} \div 8 \text{ 時間 (1日あたり)}) = 15 \text{ 日}$$

※大学設置基準等において、1単位の授業科目は45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とされていることを踏まえ、授業以外における事前学修・事後学修が学生によって行われることが必要であることには留意。

◎ 1単位当たり30時間で授業時間数を設定し、総授業時間数のうち1/3を大学・専門学校等での授業により行う場合

$$4 \text{ 単位} \times 30 \text{ 時間} = 120 \text{ 時間}$$

$$120 \text{ 時間} \div 3 = 40 \text{ 時間} \quad \text{※大学・専門学校等での授業}$$

$$120 \text{ 時間} - 40 \text{ 時間} = 80 \text{ 時間} \Rightarrow \underline{2 \text{ 週間}}$$

$$(80 \text{ 時間} \div 8 \text{ 時間 (1日あたり)}) = 10 \text{ 日}$$

(本件担当)

総合教育政策局教育人材政策課教員免許企画室
教職課程認定係

TEL 03-5253-4111 (内線 2451)

E-mail kyo-men@mext.go.jp